議ニ付意見 田村定平

要求ヲ撤去ノ理由

(1) 法令ニ規定ナキ事項ニシテ為メニ紛糾ヲ生ジ、激、

(2) 従来支店ニ属シタル特別ノ待遇ハ、二年以上勤続ノ者ニ基キ、ニシテ

只勤続年数ニ重点ヲ置クモノニシテ日数ニ改正シ、而モ一時ニ早期

リナンセン協会ニ於テモ支店ヲ本社ト同一ノ待遇ヲ与フベキ勧告アリ、

駁ヲ要シ、即チ撤廃ヲ為サザリシ

(3) 常傭別増給平均二分五厘ト定メタル支店ノ一般ニ対シ、

不行、特別、賞与ニ依リ著シク差ヲ設シ、標準一般ニ対シ今社特別

ノ為ニ一ヶ月ニ付一般ニ対スル特別増給ヲ前日分

俸給支店ノ平均ヲ四分ノ三ニ引下ケ、

ノ例ニ於テ生ジタル不平等ヲ実行セズ

不安ヲ感ジタルニヨル

撤廃ノ例ニ於テ生ジタル不平等ヲ実行セズ

無理ノ要求ニ排ズ

争議経過 三月廿四日付九名代表者ヲ以テ別項ノ如キ要求書ヲ提出シ

タルニ依リ、連日重役会議ヲ開キ審議ノ上、翌廿五日付ノ

状態ニ於テハ要求ヲ入ル、能ハザル事ヲ代表者九名ニ回答シ

タルニ代表者ハ今社ニ対シ尚一考ノ上一週間ノ猶予ヲ得タシ

共ニ、事実ニ就ク事ヲ整ヒタリ、依テ今社側ハ前ビ

重役会議ヲ開キ審議ヲ重ネ其結果ヲ三月四日代表者九

名ヲ経テ回答シタリ（回答文左ノ如シ）

イ、目下ノ状態ニ鑑ミ殆ノ趣キ遺憾ナカラ御期リスル外ナシ。

ロ、代表者九名ハ廿五日迄ニ約ニ対シ責ヲ負ヒ自決セラレタル。

以上ノ状況ナレバ三月四日回答ノ事ニ対シテハ従業者ハ

外者ニハ今回ハ特ニ寛ヒテ問ハズシテ第一ヶ月給料ヲ支払フ、

三月五日高等ニ就カザリシハ会社ノ遺憾トスル所ナレドモ